

第23期 第4回  
和歌山海区漁業調整委員会  
議 事 錄

日 時 : 令和7年10月29日 (水)  
午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 : 和歌山市雜賀屋町19  
和歌山県薬剤師会館4階 大会議室

## 第23期第4回和歌山海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 : 令和7年10月29日(水)午後1時30分から

2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室  
(和歌山市雜賀屋町19)

3 議 題 :

- (1) 和歌山海区漁場計画変更(新規追加分)の案について(諮問)
- (2) 漁業の免許をすべき者の判断基準について(協議)
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の公示について(諮問)
- (4) その他

4 出席者

(委 員)

松村徳夫、田伏英雄、吉田俊久、田嶋勝正、橘 智史、市川智司、藪江津子、  
嶋田和紀、山本 薫、東 敏之、山口太志、片谷 匠、堅田隆弘(議席番号順)

( 県 )

島村資源管理課長、山内副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、古川主任、  
戸瀬主査、赤松主査、大槻副主査、内海主任、中越技師、南主任、井手主任、  
佐藤技師

(海区委員会事務局)

島村事務局長、山田書記

## 5 議事内容

(午後 1 時 30 分 開会)

山田書記

定刻となりましたので、只今から第 23 期第 4 回和歌山海区漁業調整委員会を開催します。本日は、澤田委員、杉本委員がご欠席されていますが、13 名の委員にご出席いただいており、出席委員が過半数に達しておりますので、委員会規程第 6 条第 1 項の規定により、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、松村会長からご挨拶をお願いします。

松村会長

皆様こんにちは。第 23 期第 4 回の委員会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しいところ、ご足労いただきまして誠にありがとうございます。

さて、厳しかった猛暑もやわらぎ、一転して肌寒さを感じるようになりました。夏場の漁模様を振り返りますと、近年好調なハネ釣りのカツオは、今年は、あまり和歌山県沖に滞留せず、前年を下回る漁獲となりました。

また、まき網のアジ・サバや底びき網のタチウオは、依然としてかんばしくない状況が続いています。これから冬場の主要な漁業であるイセエビ漁が本格化します。近年は場所によってむらがあるようですが、今年は全ての漁場で好漁となることを期待します。

さて、本日の議題は、知事からの諮問事項 2 件、協議事項 1 件および その他 となっていますので、よろしくお願いします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

山田書記

ありがとうございました。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいた資料としまして、まず、議事次第がございます。

続きまして、右上に資料 1 と書かれている「和歌山海区漁場計画の変更案について」の資料がございます。片面刷りで 9 ページまでございます。

続きまして、右上に資料 2 と書かれている「漁業の免許をすべき者の判断基準について」の資料がございます。片面刷りで 5 ページまでございます。

続きまして、右上に資料 3 と書かれている「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」の資料がございます。両面刷りで 15 ページまでございます。

	<p>資料は以上ですが、皆様、おそろいでどうか。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。委員会議事運営規程により、会長が議長を務めることとなっておりますので、松村会長よろしくお願ひします。</p>
松村議長	<p>これより、議事に入ります。最初に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>嶋田委員、山本委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「和歌山海区漁場計画の変更案について」を上程します。</p> <p>事務局から諮問文の朗読をお願いします。</p>
山田書記	(諮問文の朗読)
松村議長	本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。
戸瀬主査	議長。
松村議長	どうぞ。
戸瀬主査	<p>今回の新規区画漁業権追加に伴う和歌山海区漁場計画変更案について説明させていただきます。</p> <p>今回の区画漁業権の追加につきましては、8月に開催されました海区漁業調整委員会で説明させていただいた予定で事務を進めてございます。</p> <p>内容的には7月に漁協からの要望につきまして、ヒアリングをさせていただき申請書が提出されたものを基本といたしております。</p> <p>また、漁業調整については整っております。また、公益上のことにつきましても海上保安部及び市町等の関係機関と協議して支障ない旨の回答をいただいております。</p> <p>それでは、今回諮問した漁場計画案について資料1にて説明させていただきます。</p> <p>なお、資料1の2ページから3ページは漁場計画案、4ページから8ページは漁場図となっております。</p> <p>では、資料の3ページ目をご覧ください。今回の新規に追加する区画漁業権の漁場計画案となります。免許予定日については、令和8年3月1日、申請期間については公示の日から30日間、存続期間につきましては、令和8年3月1日から令和10年8月31日までと</p>

なっております。

この存続期間の終了期日は現行の区画漁業権と合わせた期間で設定しております。

以下、新規に追加される漁業権の内容について説明させていただきます。

なお、説明の中では、漁業権免許の予定日、申請期間、存続期間については先程の通りですので省略させていただきます。

また、今回申請のあった漁業権のうち個別漁業権は漁協自営のもの、団体漁業権は漁協が管理し組合員が行使するものとなっております。

今回新たに漁場計画を立てるのは、かき垂下式養殖業4件となっております。4件のうち1件が団体漁業権、3件が個別漁業権です。

続いて番号順に3ページの一番上から詳細を説明いたします。

1件目は番号和区第619号で、漁場の位置は和歌山市新和歌浦地先、漁業の種類は第一種区画漁業、漁業の名称はかき垂下式養殖業、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁場の区域は5ページの漁場図の通りで、制限又は条件はありません。地元地区は和歌山市新和歌浦、今回の漁場計画で、年間2,000kgの生産を見込んでいます。

2件目は番号和区第620号で、漁場の位置は西牟婁郡白浜町堅田地先、漁業の種類は第一種区画漁業、漁業の名称はかき垂下式養殖業、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁場の区域は6ページの漁場図の通りで、制限又は条件はありません。こちらについては個別漁業権ですので地元地区はございません。今回の漁場計画で、年間480kgの生産を見込んでいます。

3件目は番号和区第621号で、漁場の位置は西牟婁郡白浜町堅田地先、漁業の種類は第一種区画漁業、漁業の名称はかき垂下式養殖業、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁場の区域は7ページの漁場図の通りで、制限又は条件はありません。こちらも地元地区はございません。今回の漁場計画で、年間480kgの生産を見込んでいます。

4件目は和区第622号で、漁場の位置は西牟婁郡白浜町堅田地先、漁業の種類は第一種区画漁業、漁業の名称はかき垂下式養殖業、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁場の区域は8ページの漁場図の通りで、制限又は条件はありません。こちらも地元地区はございません。今回の漁場計画で、年間480kgの生産を見込んでいます。

以上が今回新たに設定予定のかき垂下式養殖業の漁場計画となります。

これで今回の新規区画漁業権追加に伴う和歌山海区漁場計画変更案についての説明を終わらせていただきます。

松村議長

ありがとうございました。ただいま説明のありました海区漁場計画の変更案について答申するにあたり、公聴会を開催する必要がございます。事務局から説明をお願いします。

山田書記

説明いたします。漁業法第 64 条第 8 項で準用する同条第 5 項の規定によりますと、委員会は海区漁場計画の変更案に意見を述べようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して公聴会を開催し、農林水産省例で定めるところにより、当該海区において漁業を営むもの、漁業を営もうとするものその他の利害関係人の意見を聴かなければならぬ」とされております。

本年 8 月 6 日に開催いたしました第 3 回委員会において、今回の漁場計画の変更案について県から諮問があった場合、それを議案として上程する委員会と同日に公聴会を開催することについてはすでに議決をしていただいております。

また、公示につきましては当委員会の「公聴会に関する手続き規定」第 4 条により、公聴会を開催しようとする 3 日以上前までである令和 7 年 10 月 22 日付けで県ホームページにより開催の公示を行っております。

お手元の資料 1 の最後の 9 ページ目をご覧ください。県ホームページに掲載した告示文でございます。

期日及び場所、案件、問い合わせ先について告示してございます。また、漁場計画の変更案を委員会事務局、県資源管理課、関係振興局において本日まで縦覧に供しております。

説明は以上となります。

松村議長

ただいま、公聴会の開催とその公示について説明がありました。つきましては、本日このあと、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴いたうえで委員会を再開し、答申の審議を行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、これより公聴会を開催いたします。準備が整うまで暫時休憩といたします。

(午後 1 時 49 分 中断)

	(公聴会開催) (14:00 再開)
山田書記	それでは、海区漁業調整員会を再開いたします。 議事進行につきまして引き続き松村会長よろしくお願ひします。
松村議長	それでは、第1号議案の審議を再開いたします。 ただいまの公聴会では、利害関係者から特に反対意見はありませんでした。 公聴会前の県からの諮問内容の説明も含めましてご意見・ご質問等はございませんか。
	(なしの声)
	ないようでございますので、第1号議案につきましては諮問内容のとおり異議がない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。 また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正は県に一任することとしてよろしいか併せてお諮りします。 異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	ありがとうございます。 異議なしとのことですので、そのように決定いたします。
	続きまして第2号議案「漁業の免許をするべき者の判断基準について」を上程いたします。 事務局から協議文の朗読をお願いします。
山田書記	(協議文の朗読)
松村議長	本件につきましては、知事からの協議事項ですので、県から説明をお願いします。
戸瀬主査	議長。
松村議長	どうぞ。
戸瀬主査	資料2に基づきまして、漁業の免許をすべき者の判断基準案につ

いて説明します。

第23期海区漁業調整委員会において初めての漁業権免許の手続きとなりますので、令和2年に改正されるまでの漁業法との違いを示しつつ説明致します。漁業法が改正される前の昭和漁業法においては、漁業の免許は優先順位によってすることとされており、定置漁業及び区画漁業の免許は、具体的な順位が規定されていました。

しかし、漁業権の存続期間が満了するたびに、それまでの漁業経営の継続性を考慮することなく、優先順位に沿って新たに免許する者を決定する優先順位制度は、大規模で長期的な投資を要する漁業を営もうとする者や今後新たに漁業を営もうとする者にとって、事業の継続性への不安から規模拡大や新規参入のための新たな投資への足かせになっている実態が生じていました。

そこで、令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法において、優先順位制度が見直され、新たな免許の方法が漁業法第73条に規定されました。新たな規定では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者が将来に向けて安心して漁業に取り組める状況とすることを目的とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者がいる場合は、その者に優先して免許するものとされています。

また、既存の漁業者が水域を適切かつ有効に活用していないと認められる場合や、これまでに漁業権が設定されていない区域に新たに漁業の免許を行う場合等は、漁業法第73条第2項第2号において、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許するものとされています。

「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」か否かの判断については、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保、地域の漁業者との調和的発展や地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築などについて、総合的に考え方を判断することが適当とされています。また、複数の免許の申請があった場合に、速やかに免許することができるよう判断基準を定めておくことが望ましいとされており、委員会にもあらかじめ示すこととされています。

それでは、資料2の2ページが判断基準の案となります。

第1の目的としましては、区画漁業権の免許にあたり、漁業法第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的としています。

漁業法第73条第2項第2号に掲げる場合というのは、既存の漁業者が水域を適切かつ有効に活用していないと認められる場合や、これまでに漁業権が設定されていない区域に新たに漁業の免許を行う場合等となります。

次に審査基準です。

区画漁業権における審査基準は2種類ございます。

まずは、団体漁業権の区画の場合です。

これは漁業協同組合が免許を受け組合員に行使させる区画漁業権のことです。免許の適格性を有する者は、漁業法第72条第2項第1号と第2号で規定されています。既存の区画漁業権の免許の適格性を有する者は、漁業法第72条第2項第1号において、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯のうち、2/3以上が組合員の属する世帯となる組合と規定されています。また、新規の区画漁業権の免許の適格性を有する者は、漁業法第72条第2項第2号において、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、2/3以上が組合員の属する世帯となる組合と規定されています。そのため、適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、審査基準を別途設けないこととします。

次に個別漁業権の場合です。

個別漁業権とは、漁業権を有する者自らがその内容の漁業を営むものをいい、漁協自営、生産組合、その他法人、個人に免許する場合の審査基準です。

審査基準は、先ほどご説明しました事業計画書の記載事項となります。

まず（ア）は、漁業生産の増大で、生産計画は免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか、また、漁業生産を増大させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか、となっています。

次に（イ）は、漁業所得の向上で、漁業所得を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか、となっています。

そして（ウ）は、就業機会の確保で、地域における就業機会の確保のための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか、となっています。

また、（ア）から（ウ）に掲げる事項に加え、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、事業計画書により審査し、必要に応じて、申請者へのヒアリングのうえ、免許をすべき者を決定することとします。

審査で用いる事業計画書は、資料の2の3ページにあります様式8-3です。この事業計画書は、免許申請に添付しなければならないものとしており、1に漁業生産の増大、2に漁業所得の向上、3

に就業機会の確保、4にその他の取組計画として、地域の漁業者との調和的発展や地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築などについて記載する様式となっています。これは、漁業法第73条第2項第2号に掲げる免許をすべき者を決定するための基準となる「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の審査に必要な事項となっております。

以上が漁業の免許をすべき者の判断基準案となります。

最後に、判断基準につきましては、公表することとされているため、県のホームページに掲載します。以上で、説明を終わります。

なお、内容に影響を与えない範囲での軽微な修正につきましては、県に一任していただきますことも含めてご協議お願いします。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第2号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第2号議案につきましては、協議内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第3号議案「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

大槻副主査

議長。

松村議長

どうぞ。

大槻副主査

資料3に基づきまして、知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について説明します。

漁業法及び和歌山県漁業調整規則、以降、規則といいます。に基づき、非継続許可漁業つまり対人許可漁業については、規則第11条第1項の規定に基づき、許可をしようとするときは、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、規則第11条第1項各号に掲げる事項であり、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格のことです。

規則第11条第3項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴く必要があるため、今般、新たに許可するうなぎ稚魚漁業について、ご審議いただくものです。

まず、資料3の2ページから5ページまでは公示案、6ページから12ページまではうなぎ稚魚漁業の許可方針、13ページから15ページまでは関係する規則の抜粋となっています。

それでは、うなぎ稚魚漁業の公示案について説明します。資料の2ページをご覧ください。

1で制限措置の内容である漁業種類、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格について、6ページから12ページまでの許可方針に基づき、表で記載しています。

漁業種類は、うなぎ稚魚漁業です。推進機関の馬力数は定め無しです。

操業区域は、県内の河川及び沿岸において20区域を許可方針に基づいて設定しております。これらの区域は令和5年漁期まで特別採捕許可にて採捕を実施しております区域と同様のものとなります。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、各操業区域で2名～12名であり、20区域の合計は108名としています。この人数においても前漁期及び令和5年漁期までの特別採捕許可による許可人数と同数に設定しております。

漁業時期は、1月11日から4月30日まで。

漁業を営む者の資格は、1つ目として、漁業の根拠地を和歌山県

内に有する者又はその者を構成員に含む根拠地を和歌山県内に有する法人。2つ目として和歌山県内の漁業協同組合に所属する者。3つ目として操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者。と記載しています。

次に、5ページの「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、規則第11条第2項で「申請すべき期間は、ひと月を下らない範囲内において知事が定める期間」と規定されています。については、当委員会から答申をいただいて公示をした日以降、公示案に記載のとおり、1か月を申請期間とします。

なお、許可の有効期間は、規則第15条第1項第2号で1年と規定されていますが、同条第2項の規定により海区漁業調整委員会の意見を聴いて前項より短い期間を定めることができます。うなぎ稚魚漁業の漁業時期は、許可方針により、1月11日から4月30日で規定されていますので、許可の有効期間は漁業時期に合わせます。

次に、「3備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別で定めるところにより条件を付けるものとし、7ページの許可方針第9に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。最後に、公示につきましては、県のホームページに掲載します。以上が知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第3号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第3号議案につきましては、協議内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

	異議なしとのことですので、そのように決定いたします。
	続きまして、第4号議案として、「その他」となっておりますが、報告事項等があれば、お願いします。
市川委員	議長。
松村議長	どうぞ。
市川委員	加太の漁業権区域内でのことであるが、大阪の遊漁船などが夜に集魚灯を用いたイカ釣りをしていて、これが増加してきている。一本釣りへの影響や刺し網に餌木がひっかかるなど危険な状態もあり、止めてもらいたいとの意見があります。
松村議長	ただいまの市川委員からの要望につきまして何かご意見等ございませんか。
山田書記	議長。
松村議長	どうぞ。
山田書記	事務局から回答します。ただいまの市川委員からの意見に対しまして、共同漁業権等の区域の中で、現在自組合の漁業者や地元の遊漁船業者等が火光を利用した船釣りをしていないにも関わらず、地域外からの遊漁船業や一般のプレジャー・ボートによる火光を利用した船釣りにより漁業への影響があるようなところにつきましては、例えば現在すでに発出しているまき餌釣りの規制と同様に委員会指示による禁止が考えられます。 つきましては、県内全域でそのような区域がどのくらいあるか海区漁業調整委員会から全漁協に対して調査をし、遊漁による火光を利用した船釣りの禁止について委員会指示の発出を検討していくこととしてはどうかと考えます。
松村議長	ただいま事務局から、まずは、委員会として調査をしたうえで、委員会指示の発出を検討してはどうかとのことですが、そのように進めてよろしいでしょうか。
山口委員	議長。
松村議長	どうぞ。

山口委員	白崎でもそういう問題がある。イカ釣りをしているかどうかはわからないが集魚灯を用いた遊漁船が増えているという状況です。ぜひとも、進めもらいたいと思います。
松村議長	ほかにございませんか。
島村事務局長	議長。
松村議長	どうぞ。
島村事務局長	火光を利用した遊漁については、例えば、すでに自組合員が営む遊漁船業に規制をかけている場合や、地元で何らかのルールにより調整している場合など様々なケースがあると考えられます。まずは調査をさせていただき、現状を掴んだうえで対応策を検討し、委員の皆様と協議させていただきたいと考えてございます。
松村議長	ほかにご意見等ございませんか。ないようでしたら委員会として調査から始めることとしてよろしいでしょうか。
(異議なしの声)	
それでは、そのように進めさせていただきます。 その他の議題でほかにございませんか。	
(なしの声)	
ないようございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。これをもちまして第23期第4回の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。	

(午後2時40分閉会)